

## 診療科検討部会設置要綱(案)

令和6年2月 20 日  
(最終改定:令和6年3月 26 日)  
長浜市  
日本赤十字社  
滋賀県長浜保健所

### (目的および設置)

- 第1条 この要綱は、湖北圏域病院運営検討会議(以下「病院運営検討会議」という。)設置要綱第5条第1項の規定に基づき、診療科検討部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。
- 2 部会は、湖北圏域の4病院が中心となり、大学医局と連携しながら、指定管理者制度を導入した際に、湖北圏域の医療がさらに充実するよう、4病院が担う役割に合わせて、標榜する診療科ごとの持つべき機能を検討し、想定される課題を整理し、解決することを目的とする。

### (所掌事務)

- 第2条 部会では以下の事項を所掌し、経過および結果を病院運営検討会議に報告する。
- (1)「診療科再編」の定義の整理
  - (2)施設認定、施設基準等の現状把握
  - (3)「診療科再編」に伴う想定課題の整理
  - (4)「診療科再編」の課題への対応方針案の検討
  - (5)その他、部会長が必要と認める事項

### (組織)

- 第3条 部会の構成員(以下「部会員」という。)は、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院の各病院長・事務部門の長および長浜保健所長とする。
- 2 前項に掲げるもののほか、病院運営検討会議の議長が認めるものを部会員に加えることができる。

### (会議)

- 第4条 部会は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。
- 2 部会の開催および会議資料は原則として非公開とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は長浜市、日本赤十字社および滋賀県長浜保健所が共同で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、令和6年2月 20 日から施行する。

この要綱は、令和6年3月 26 日から施行する。